

川根留学生

生活のきまり<寮規則>

令和7年8月1日

## 1. 日課

項目	奥流	南麓寮
朝点呼	7:10	
朝食(点呼時の食事不可)	6:15～7:50	
登校	8:00	
夕食	18:30 ※17:30～19:40でも可	19:30 ※17:30～20:30でも可
入浴	15:00～22:30	15:00～22:00
門限(帰室確認)	21:00	
夜点呼	21:00	
消灯	22:00	
洗濯室の出入り	～23:00	～22:00

※ 朝点呼の5分前に放送で呼び出しをする。

※ その日の学校行事や部活動などにより早めの登校をする又は帰寮が遅くなる場合は、事前に業務員に申し出て上記時間を変更することができる。

## 2. 禁止事項について

以下の行為を禁止する。

- (1) 公共的な規則及び社会的ルールに反する行為。
- (2) 大声で騒ぐ、大音量で音楽を聴くなど、他の寮生や近隣住民の迷惑になるような行為。
- (3) 許可なく施設内を撮影し、SNSなどに投稿すること。特に、寮生や施設利用者の肖像権などを侵害する行為を固く禁止する。
- (4) 寮生間(他生徒、公営塾生などを含む)における物品などの売買、勧誘行為、金銭の貸借及びインターネットサービスアカウントの貸借などの行為。
- (5) 無断で他人の個室(2人部屋含む。以下「個室」という。)へ入室したり宿泊したりすること。また、許可なく個室の変更や貸借すること。
- (6) 寮内における火気の使用。(カセットコンロ・ホットプレート・電化製品など)
- (7) 鍵の複製(スペアキーを作製)をすること。この事実を確認次第、鍵の取替えを行い、これに掛かる費用全額は保護者が負担する。
- (8) 食堂へ携帯電話やスマートフォンなどの端末を持ち込むこと。
- (9) 共有で使用する場所に私物を放置すること。(指定の場所の歯ブラシ・コップ・タオルは除く。)
- (10) 管理人室、厨房(奥流)へ立ち入ること。
- (11) 消灯後、共有で使用する場所や他人の個室に出入りすること。(トイレを除く。)
- (12) 寮内で生き物を飼うこと。

## 3. 立入場所の制限について

以下の場所への立ち入りを制限する。

- (1) 他の寮生や寮生以外の者が、正当な理由なく、個室及び共有スペースなどに立ち入ること。(ただし、寮生が在室している、かつ、業務員の承諾を得た上で保護者は個室に立ち入ることができる。)

- (2) 異性の居住エリア(個室、共有場所、廊下など)に立ち入ること。なお、若者交流センター奥流2階(女子棟)への保護者の立ち入りは、原則女性のみとする。(引越しや父子家庭などの特別な理由がある場合は、女子寮生と業務員の承諾を得た上で立ち入ることができる。)
- (3) 若者交流センター奥流内にある公営塾の会場(2階自習室を含む)に、塾利用者以外が立ち入ること。(ただし、塾の休講日や塾生の利用が無い場合は、業務員の了承を得た上で利用することができる。)
- (4) 若者交流センター奥流2階(女子棟)入口の2か所は自動で施錠されるため、消灯から翌朝6時まで出入りができない。(ただし、緊急時は自動で解錠される。)

#### 4. 点呼について

- (1) 毎日、決められた時間と場所にて点呼に参加すること。
- (2) 点呼時に寮生の健康チェックや連絡事項の伝達などを行う。
- (3) 体調不良や部活動などの理由により点呼を欠席する場合は、必ず事前に業務員に申し出ること。

#### 5. 体調不良の場合

- (1) 学校を遅刻又は欠席する場合は、必ず業務員に申し出ること。
- (2) 学校への遅刻又は欠席の連絡は、保護者が行うこと。
- (3) 2日連続して学校を欠席した場合は、2日目同日中に町教育委員会などが保護者へ連絡し、話し合いの上帰省するか検討する。
- (4) 2日連続して37.5℃以上の発熱がある場合は、すぐに帰省すること。(保護者の迎えが難しい場合は、代理人の迎えで帰省すること。)
- (5) 病院の受診対応は、原則保護者が行うこと。寮生自身で病院を受診することが可能な場合は、交通手段の手配は各自で行うこと。ただし、緊急性がある場合、介助が必要と判断された場合のみ町教育委員会が支援を行う。

#### 6. 外出・外泊について

- (1) 玄関の確認ボードの札により「在室」「不在」を表示すること。
- (2) 外出する際は、業務員に行き先と帰寮時間を伝えること。
- (3) 正当な理由により門限に遅れる場合は、必ず業務員に理由と帰寮予定時間を連絡すること。
- (4) 帰省など寮以外で宿泊をする場合は、外泊届を原則3日前までに業務員に提出すること。併せて、保護者からも外泊する旨を該当する寮に電話連絡などをすること。(保護者からの連絡がない場合は、外泊を認めない。)

#### 7. 個室の使用について

- (1) 収納など必要な物については、各自で用意し持ち込むこと。
- (2) テレビ・冷蔵庫・炊飯器など個人の家電品は持ち込まないこと。ただし、目覚まし時計、ドライヤーやヘッドホンで使用する音響機器などは持ち込み可能とする。(持ち込み可否が不明な物は町教育委員会や業務員に相談すること。)
- (3) 登校・外出する時は、必ず施錠すること。

#### 8. 食事と食堂の使用について

- (1) 朝食・夕食は決められた時間に摂ること。決められた時間に摂ることができない場合は、あらかじめ給食調理員又は業務員に必ず申し出ること。
- (2) 食事は必ず食堂で食べる。ただし、町教育委員会などからの指示や体調不良の場合は、自室で食べることができる。
- (3) 食後は各自で食器の洗浄を行い、トレーと一緒に下膳棚へ返却すること。(残飯なども指定の場所に廃棄すること。)
- (4) 食事の必要有無に変更がある場合は、下記に示すとおり食事注文表に記入をすること。
  - ・ 原則15日前までに記入すること。
  - ・ やむを得ず変更となる場合は、原則7日前までに記入すること。

- ・ 急用などの理由で直前(6日前～当日など)に変更する場合は、寮生自身が直接給食調理員に連絡すること。

## 9. 浴室の使用について

- (1) 浴室で使用する個人の物は、必ず記名すること。所有者不明のものは処分する。
- (2) 浴室使用后、個人の物は個室へ持ち帰ること。

## 10. 洗濯室の使用について

- (1) 洗濯機や衣類乾燥機を使用する時は、用意してある自分の名札を必ず貼ること。
- (2) 洗濯機や衣類乾燥機を使用したまま登校する場合は、業務員に必ずその旨を伝えてから登校すること。
- (3) 洗剤・柔軟剤・衣類かごなどは各自で用意及び必ず記名し、個室で管理すること。
- (4) 泥汚れのひどい洗濯物については、つけ置きやもみ洗いをし、あらかじめ泥を落としてから洗濯機を使用すること。
- (5) 洗濯室で使用する個人の物は必ず記名し、使用後は個室へ持ち帰ること。

## 11. 冷蔵庫・冷凍庫の使用について

- (1) 個人の物には必ず記名すること。
- (2) 賞味期限が切れた食品や飲みかけの飲料は各自で処理すること。(無記名の物などは、業務員により処分する場合がある。)

## 12. 清掃について

- (1) ゴミの分別は川根本町の分別基準に従い、施設の所定の場所に捨てること。
- (2) ゴミ出しは当番制により実施すること。
- (3) 放置された私物については清掃時に確認をするが、持ち主が見つからない場合は学期ごと(4か月おき)に最終確認の上廃棄する。

## 13. 寮配備の物品の貸出しについて

- (1) 掃除機やアイロンなど、寮配備の物品を借りたい場合は、業務員に申し出て使用すること。
- (2) 使用後は、業務員を通じ速やかに返却すること。

## 14. 寮の退出・移動について

- (1) 寮を退出するときは、退出する日の7日前までに退出に関する申請書を町教育委員会に提出すること。
- (2) 寮を移動するときは、退出に関する申請書に加え、入寮に関する申請書を町教育委員会に提出すること。
- (3) 寮を退出・移動する際は、使用した部屋の清掃や片付けを行い、原状に回復して明け渡すこと。(入寮前チェックシートに記載のない破損などがあった場合、修理費は保護者が負担すること。)

## 15. その他

- (1) 寮生は、健康保険証と子ども医療受給者証の原本を各自保管すること。
- (2) 年末年始(12月29日～翌1月3日)は閉寮するため帰省すること。
- (3) 過失、故意にかかわらず、個室や寮配備の物品、鍵などを破損・紛失した場合は、直ちに業務員に連絡をすること。(場合により、保護者が原状回復の経費を負担する場合がある。)
- (4) 自転車は必ず施錠して、指定の駐輪場に整頓して駐輪すること。
- (5) 施設設置の電話を使用する場合は、必ず業務員に申し出てから使用すること。なお、使用時間は原則として5分以内とする。(電話を取り次いだ場合においても、使用時間は5分以内とすること。)
- (6) 下足は、決められた各自の靴箱に整頓して入れ、靴箱に入りきらない靴類は、袋に入れるなどして個室で保管すること。
- (7) 生活する上で不測の事態が生じた場合は、町教育委員会からの通知などによりこの生活のきまりの内容を変更する場合

がある。

(8) この生活のきまりに定めるもののほか、寮の規則に関し必要な事項は、別に定める。

16. 指導及び退寮などの措置について

対象となる行為	寮の対応
(1) 日常生活において、「生活のきまり(寮規則)」を守らない行動などがあった場合	下記の順番により、「注意」対応をする。 「業務員による注意」  (改善が見られない場合) 「寮管理者(町、学校)から注意」
(2) (1)の対応後も、改善が見られない場合	下記の区分により、対応や措置を行う。 ⇒詳細については「寮内での問題行動による指導措置について」を参照 ① <u>「生活のきまり(寮規則)」に違反する行為に該当する場合</u> (連絡なしの点呼欠席が月5回を超えた場合も同様の対応をする。) 下記の順番で実施する。 「保護者面談などを実施」「改善に向けた行動内容を提示」  「寮管理者、保護者と共に改善行動状況の監視」  (改善が見られない場合) 「保護者による指導実施などの依頼(一時帰宅)」  (帰寮後も改善が見られない場合) 「退室(退寮)の勧告」(共同生活になじめないと判断) ② <u>学校への遅刻、欠席及び早退の多発により、学校の指導を受けた後も改善が見られない場合</u> ③ <u>他の寮生に著しく迷惑を及ぼした又は、及ぼす恐れがあると判断した場合</u> (対象事例)迷惑行為、他の寮生への影響が大きいもの、犯罪行為、SNSに他人の許可なく投稿するなど 下記の順番で実施する。 「保護者面談などを実施」「保護者による指導実施などの依頼(一時帰宅)」  (帰寮後も改善が見られない場合) 「退室(退寮)の勧告」(共同生活になじめないと判断) ④ <u>その他の違反行為などの場合</u> 「指導などを実施する基準」、「寮の対応や措置」について、関係機関と協議し実施する。

寄宿舍名	連絡先	管理者
若者交流センター奥流	住所: 静岡県榛原郡川根本町徳山 1547-31 TEL: 0547-57-1001	川根本町教育委員会教育総務課 住所: 静岡県榛原郡川根本町千頭 1183-1 TEL: 0547-58-2555
川根高校南麓寮	住所: 静岡県榛原郡川根本町徳山 835-2 TEL: 0547-57-1313	

# 川根留学生

## 生活のきまり〈生活の心得〉

(令和7年8月1日)

### 1. 寮生活にあたって

寄宿舎(寮)は、通学困難な生徒の生活の場であるとともに、寮生の自立に向けた人間形成の場であることから、寮生は互いに人権を尊重し、協力し合いながら集団生活を営むことが求められる。

この集団生活を営むにあたって、寮生は寮の規則を守り、心得を踏まえて、規律ある生活を送るよう努めること。

### 2. 生活全般について

- (1) 「生活のきまり」を遵守し、規則正しく他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (2) 寮生活を充実して過ごすことができるよう、寮生相互で協力すること。
- (3) 秩序、風紀を乱すような行為をしないこと。
- (4) あいさつ、言葉遣い、礼儀など社会の一員として必要な態度を身につけること。
- (5) 正当な理由なく、学校を遅刻・欠席をしないこと。
- (6) 個室や共有スペース、寮設備の備品等の使用については、常に清潔を保つよう整理整頓を心掛けること。
- (7) 寮設備の備品は、乱暴な取り扱いをしないよう注意すること。
- (8) 個人の所有物は自己管理とし、必ず氏名を書くこと。(記名がない物や共有場所に私物を放置、個室を施錠していない時などに物品の紛失・盗難に遭っても自己責任となり、町教育委員会では一切責任を負わない。)

### 3. 共有スペースの使用について

- (1) テレビの視聴は、相互の話し合いにより、トラブルがないよう留意すること。
- (2) テレビ、DVDなどの視聴については音量に注意すること。
- (3) 共有スペースで飲食をした場合は、清掃を行い、ゴミは持ち帰る。

### 4. 浴室、洗濯室について

- (1) 使用後は簡単に清掃と片付けを行い、次の者が気持ちよく使用できるようマナーを守って使用すること。
- (2) 朝の時間帯に使用する場合は、物音等に注意し、他の寮生に迷惑を掛けないよう配慮すること。

# <寮内での問題行動による指導措置について>

(令和7年8月1日)

指導項目	内容	指導方法	備考
点呼欠席	1ヶ月3回  (+2回) 1ヶ月5回 【通算5回目】	業務員から指導 +保護者へ町教委から連絡  3者面談にて指導	次回3者面談になる旨を伝える。
	点呼欠席5回後 翌日～翌月末までで3回 【通算8回目】  (+2回) 翌月5回 【通算10回目】	業務員から指導 +保護者へ町教委から連絡  一時帰宅1週間 (土日祝込み)	次回一時帰宅になる旨を伝える。  ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
	一時帰宅終了後 翌日～翌月末までで3回 【通算13回目】  (+2回) 翌月5回 【通算15回目】	業務員から指導 +保護者へ町教委から連絡  退寮	次回退寮になる旨を伝える。
	※何らかの疾患及び障害による点呼出席が難しい場合は、 医療機関による意見書などの提出により、下記の通り対応を行う。		
	1ヶ月10回	3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。
	点呼欠席10回後 翌日～翌月末までで10回 【通算20回目】	一時帰宅	次回退寮になる旨を伝える。
	一時帰宅終了後 翌日～翌月末までで10回 【通算30回目】	退寮	

指導項目	内容	指導方法	備考	
飲酒・喫煙	同席・所持・実施			
	1回目	3者面談にて指導 ＋一時帰宅の措置については学校の指導に準ずる		
	2回目	3者面談にて指導 ＋一時帰宅の措置については学校の指導に準ずる		
	3回目以上	退寮		
門限違反	1回目	その場で業務員が指導	業務日誌掲載	
	2回目	町教委から指導	次回3者面談になる旨を伝える。	
	3回目	3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。	
	4回目	一時帰宅 1週間 (土日祝込み)	▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間	
	5回目	退寮		
	※門限違反の判断基準は、下記の通りとする。 ※違反回数は2ヶ月でリセットする。			
	【A】以下の理由の場合は、門限違反としない。 ・部活動 ・塾 ・学校行事(学校が認めたもの) ・町教委が認めた行事等 ・公共交通機関の乱れ			
	【B】以下の理由の場合は、22時までに帰寮すれば門限違反としない。 ・地域交流(スポーツやボランティア活動、町教委が認めたもの) ・保護者の送迎による帰寮			
	【C】以下の場合、理由を問わず門限違反とする。 ・私用 ・ <u>連絡なし(無期限累積)</u>			
	盗撮	わいせつ 撮影～共有や掲載	退寮	
共有や掲載のみ		学校と協議～退寮		
迷惑行為		学校と協議～退寮		

指導項目	内容	指導方法	備考
窃盗	万引き・自転車、バイク盗み・ 詐欺・横領 等	3者面談にて指導 十一時帰宅の措置については学校の指導に準ずる ～退寮(協議の上対応)	
SNS	寮内の写真を SNS で投稿、誹謗中傷(対寮生)、なりすまし		
	1回目	3者面談にて指導	内容によって即時退寮の可能性あり。 次回一時帰宅になる旨を伝える。
	2回目	一時帰宅1週間 (土日祝込み)	次回退寮になる旨を伝える。
	3回目	退寮(協議の上対応)	
薬物濫用		退寮	
暴力	寮内での暴行・リンチ・乱暴	学校と協議～退寮 十一時帰宅の措置については学校の指導に準ずる	その都度、話を聞き処分を決める。
騒音	1回目～3回目	その場で業務員が注意 +保護者へ町教委から連絡	業務日誌記載
	4回目	3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。
	5回目	一時帰宅1週間 (土日祝込み)	※町・学校協議 ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
	6回目	退寮(協議の上対応)	
	立ち入り	異性エリアへの立ち入り、異性エリアへの呼び込み	
1回目		一時帰宅1週間 (土日祝込み)	次回退寮になる旨を伝える。 入室した生徒、招き入れた生徒どちらも指導対象 ※町・学校協議 ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
2回目		退寮	

指導項目	内容	指導方法	備考
個室	許可なく他人の個室へ入室	町教委から指導 +保護者へ町教委から連絡	
	他人の個室での宿泊(消灯後～起床点呼までの間の他人の個室への入室)		
	1回目～3回目	その場で業務員が注意 +保護者へ町教委から連絡	入室した生徒、招き入れた生徒どちらも指導対象
	4回目	3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。
	5回目	一時帰宅1週間 (土日祝込み)	※町・学校協議 ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
	6回目	退寮(協議の上対応)	
火気使用	個室での火気使用(カセットコンロ・ホットプレート・ストーブ・こたつ・ライター等)		
	1回目～3回目	没収又は保護者回収 +町教委から指導	持ち込み不明な物は町に相談
	4回目	3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。
	5回目	一時帰宅1週間 (土日祝込み)	※町・学校協議 ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
	6回目	退寮(協議の上対応)	
金銭	寮生同士の金銭の貸借		
	1回目	町教委から指導 +保護者へ町教委から連絡 3者面談にて指導	次回一時帰宅になる旨を伝える。 貸した生徒、借りた生徒どちらも指導対象
	2回目	一時帰宅1週間 (土日祝込み)	※町・学校協議 ▼午前に帰宅開始 ⇒帰宅日から1週間 ▼午後に帰宅開始 ⇒帰宅日の翌日から1週間
	3回目	退寮(協議の上で対応)	
その他		学校と協議の上決定 +今後の指導措置へ加える	